

裁 決 書

審査請求人

処分庁 札幌市南区保健福祉部長

平成28年11月7日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成28年7月7日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更申請却下処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

2

(1)

(2) [REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 [REDACTED]

[REDACTED]

4 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

5 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

6 [REDACTED]

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張（審査請求書）

[REDACTED] 前処分庁に対して医療扶助の申し出を行ったが、何も対応してもらえなかったにもかかわらず、原処分は「申請した日より3年以上前に要した費用」であることを理由とすることは違法又は不当であるから取り消されるべきと主張しているものと解される。

2 処分庁の主張（弁明書）

医療扶助を適用すべき期日は、申請があった日以降において医療扶助を適用

する必要があると認められた日とされていることから、3年以上前に必要とした眼鏡修理費用及び眼鏡購入費用に係る本件申請は要件を欠いているから、原処分は違法又は不当な点はない。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法令の規定について

保護の医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して、診察、薬剤又は治療材料等により行われるものであり（法第15条）、原則としては現物給付によるが、これによることが適当でない場合等は金銭給付によって行うことができるとされている（法第34条第1項）。

なお、医療扶助について保護の変更を申請する者は、申請者の氏名、住所等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとされるが、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでないとされており（法第24条第1項を準用する第9項）、保護の実施機関は、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならないとされている（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第1条第2項）。

(2) 処理基準について

保護の変更の決定に係る事務（法第24条第3項を準用する同条第9項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）などを定めている。さらに、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付

け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)が示されている。

(3) 医療扶助に係る処理基準に基づく治療材料の給付について

ア 給付可否意見書の発行について

保護の実施機関は、治療材料の給付（修理も含む。）につき申請があった場合には、給付可否意見書（治療材料）を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、提出するよう指導することとされている（局長通知の6）。

イ 給付の決定及び治療材料券の発行について

保護の実施機関は、治療材料の給付を決定したときは、要保護者に治療材料券を交付することとされており、当該材料が貸与を適当としない物品であるときなどを除き、原則として給付方法は貸与又は修理によることとされている（同6(2)）。

ウ 治療材料給付方針及び治療材料費について

眼鏡については、必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行うものとされており、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限るとされている（同(3)ア(i) b）。

(4) 保護費の遡及に係る取扱いについて

原則として、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）とされている（問答集問13-2）が、その例外として、次の要件のいずれも満たす場合は保護費の遡及が認められると解されている（厚生労働省資料）。

ア 実施機関に届出をしており、被保護者には何ら過失がない。

イ 届出にもかかわらず、処分が行われていなく、不服申立期間を経過して生ずる不可争力が生じていなく、ある意味では、申請が行われているが未

決となっている。

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項に定める時効期間（5年）よりも短期間である。

2 行審法第33条に基づく処分庁への物件の提出依頼

(1) 物件の提出依頼

審理員は、審査請求書の内容等を踏まえ、平成29年3月1日付けで、処分庁に対し、行審法第33条に基づき、次の物件の提出を求めた。

[REDACTED]

(2) 処分庁からの回答

処分庁は、前記(1)に掲げる審理員からの物件提出依頼に対し、同年3月8日付けで、[REDACTED]として、前記(1)で依頼した年月前後のケース記録を参考として提出した。

3 判断

(1) 原処分について

ア 保護の医療扶助は、原則として現物給付で行われるものであり、前記1(3)アのとおり、保護の実施機関は、治療材料の給付（修理も含む。）につき申請があった場合には、給付可否意見書（治療材料）を要保護者に交付しなければならないとされているところ、本件申請は、[REDACTED]前処分庁の担当者に、[REDACTED]の申し出を行ったが、給付可否意見書が渡されなかったことを理由としてなされたものと解されるため、この点に関する処分庁の対応について、以下検討する。

イ 処分庁から提出のあった資料によると、前処分庁は本件見積書を手入していたことが認められ（前記「事案の概要」の2）、本件見積書は医療

扶助の要否決定に関連する資料であることから、いつ、どのような経緯で保管されることになったのか、その経過を記録し、保存すべきは当然であるところ、ケース記録には何も記載されていなかった（前記2(2)）。

また、処分庁は、請求人のケース記録に本件見積書を添付して保管するに至った経緯について何ら明らかにしようとしな（弁明書における本件審査請求の理由に対する認否）。

(イ) しかしながら、本件見積書には [REDACTED] の受領印があり、請求人のケース記録に一体のものとして保管されていた事実及び本件審査請求の理由その他本件に現れた一切の事実関係を総合すると、本件見積書は、請求人が [REDACTED] に関する文書であり、前処分庁は、遅くとも受領印のある [REDACTED] には本件見積書を入手していたと判断するのが相当である。

(ウ) そして、保護の実施機関は、要保護者が保護の変更を申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならないとする法令の趣旨（前記1(1)）からすると、保護の実施機関は、見積書のみが提出された場合、要保護者に対し、その意図を確認し、必要に応じて医療一時扶助の制度説明を行い、保護変更申請書を交付し、また、保護変更申請書が提出された場合には、保護の実施機関における所定の処理手続を経て、要保護者に給付要否意見書を交付し、更に、これら一連の経過等はケース記録に記載すべきものであるところ、本件においては、こうした対応が行われたことをケース記録（前記2(2)）から確認することができなかつたばかりか、弁明書の内容からは、前処分庁は本件見積書を受理した後、請求人に対して何らの対応もしていないと判断せざるを得ない。

そうすると、請求人は本件見積書の提出によって、保護の変更の意思を表明したにもかかわらず、前処分庁が当該保護の変更に必要な給付要

否意見書、又はその前提となる保護申請書のいずれも交付しなかったことを要因として、請求人は[REDACTED]に係る保護変更申請ができなかったという事情を有するから、本件申請には理由があると判断できる。

(エ) この点、本件申請は、請求人に過失なく前処分庁に届出が行われており、これに対して何らかの処分が行われておらず、[REDACTED]から既に3年以上を経過しているという事情はあるが、地方自治法に定める時効期間よりも短期間であるから、保護費の遡及変更の取扱いに関する例外要件（前記1(4)）にも合致するものと認められる。

イ したがって、単に3年以上前に要した費用は医療扶助の要件を満たさないとして原処分を行った処分庁の判断は、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったといわざるを得ない。

(2) 上記のとおり、本件申請は、少なくとも眼鏡の修理費用部分に関して、保護費の遡及変更の取扱い（同(4)）を適用すべきものであり、これを却下した原処分は、法令等の解釈を誤ってなされた違法又は不当なものであるといわざるを得ないから、その余の点について判断するまでもなく、取り消されるべきである。

(3) 以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行審法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年8月24日

審査庁 北海道知事 高橋 はるみ

